

令和 8 年第 3 回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和 8 年 3 月 2 5 日

朝霞市農業委員会

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和8年第3回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和8年3月25日（水） 午後3時00分から午後3時28分まで	
開催場所	朝霞市役所別館 2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和8年第3回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

令和8年第3回朝霞市農業委員会総会

令和8年3月25日（水）

午後3時00分から

午後3時28分まで

朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

9番 渡邊 忠 委員 10番 千田 理恵子 委員

3 提出議案

議案第5号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見の聴取について

議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

議案第8号 生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について

議案第9号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

議案第10号 朝霞市農業委員会処務規程の一部を改正する規程について

議案第11号 サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

議案第12号 朝霞市農業委員会職員の人事について

4 諸報告

(1) 報告第3号 会長専決について

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（20人）

会	長	高橋	隆
委	員	橋本	広明
委	員	高木	清
委	員	飯倉	文雄
委	員	富岡	勇一
委	員	須田	哲也
委	員	浅川	明彦
委	員	野島	淳
委	員	渡邊	忠
委	員	千田	理恵子
委	員	小寺	哲雄
委	員	秋山	磨弥
委	員	高野	正芳
委	員	蕪木	勝美
委	員	増田	恵子
委	員	徳生	茂剛
委	員	石原	実
委	員	坂井	嘉市
委	員	高野	政江
委	員	高橋	秀明

欠席委員（0人）

事務局

事	務	局	局	長	長谷	修
事	務	局	局	次	長	佐藤 たかみ
事	務	局	主	任	根古谷	哲
事	務	局	主	事	芦田	磨哉

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・長谷事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和8年第3回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会に当たり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日は年度末のお忙しい中、ありがとうございます。春になってきて桜も咲いてきております。今週末の土曜日と日曜日は黒目川花祭りがありますので、お時間に余裕のある方はぜひご参加いただきたいと思います。また3月の桜の見ごろには異動がつきものでございまして、事務局長の長谷さん、事務局次長の佐藤さん、専門員の村山さんが異動することとなりました。農業委員会事務局職員として大変なこともあったかと思いますが、皆さんのおかげでなんとかやっていくことができました。他の部署に異動されても益々のご活躍を期待しております。

それでは本日は提出議案が8議案ございますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○事務局・長谷事務局長

会長、ありがとうございます。それでは、これ以降の議事進行を高橋会長、よろしくお願いいたします。

○高橋会長

それでは進行をすすめてまいります。

本日の出席委員は20名中20名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。

9番 渡邊 忠委員と10番 千田 理恵子委員のお二人にお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

議案第5号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは1ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
令和8年3月25日提出

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

大字宮戸■■■■■■■■■■、田、畑、1, 309平方メートル

大字宮戸■■■■■■■■■■、田、畑、750平方メートル

大字宮戸■■■■■■■■■■、田、畑、350平方メートル

譲受人

和光市新倉■■■■■■■■■■ ■■■ ■■

譲渡人

宮戸■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ (■■■■■■■■)

宮戸■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ (■■■■■■■■)

譲受理由、経営規模拡大、譲渡理由、経営規模縮小

譲受人耕作面積、6, 034平方メートル

耕作者数 3人

調査説明委員 高橋 秀明委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

以上でございます。

○高橋会長

議案第5号につきまして、高橋 秀明委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○高橋委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は3月12日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲り受け人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者又はその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲り受け人が現在所有する農地はすべて耕作又は作付に向けて耕されており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲り受け人又はその世帯員等が取得後に行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲り受け人は年間のほとんどを農業に従事しており、和光市から取り寄せた農業経営状況調査書においても、年間150日以上農業に従事していることが確認できます。

また、参考として、譲り受け人の世帯は約60アールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、作付計画書によると、申請地では小麦の栽培を行う予定とのことであり、2年目以降に収穫する計画であることから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、3.7キロメートル程であり問題ありません。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。朝霞第五中学校の北側に隣接する砂利道を下流方面に390メートル程進んで右折し、約15メートル進むと左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第5号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可とすることにご異議ございませんか。

○高橋会長

議案第6号につきまして、渡邊 忠委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○渡邊委員

農用地利用集積等促進計画（案）に対する調査は、3月16日に行って来ました。

権利の設定を行う土地の所在、現況地目、面積、農地中間管理機構から賃借権の設定を受ける者の住所・氏名などは事務局の朗読のとおりです。

意見の聴取依頼に際しては、聴取事項が定められており、当該要件を満たすか否かについて申し上げます。

はじめに、農地中間管理機構から賃借権の設定を受ける者及びその世帯員等が、今回の申請地を含めすべて農地を効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められるかどうかですが、現に受け手が権利を有する農地は、すべて耕作等の事業に使われており、認められると考えます。

次に、受け手が必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかですが、受け手は、年間のほとんどを農業に従事しており、また、板橋区農業委員会に依頼した農業経営状況調査においても、年間150日以上農業に従事していることが認められます。

次に、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないと認められるかどうかですが、権利の設定を行う土地では、「にんじん」や「ほうれんそう」などを栽培することであり、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないと認められます。

これらのことから、受け手への農用地の貸付は適当と認められると考えます。

申請地の位置ですが、6ページをご覧ください。朝霞第九小学校正門から新河岸川方面に260メートル程進むと左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第6号につきまして、何かご質問がございますか。

（ なし の声 ）

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を意見なしとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第6号につきましては、意見なしとすることに決定いたしました。

次に、議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは8ページをご覧ください。

議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

令和8年3月25日提出

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

膝折町■■■■■■■■■■、畑、畑、993平方メートル

溝沼■■■■■■■■■■、畑、畑、12平方メートル

申請人

溝沼■■■■■■■■■■ ■■■ ■■

買取り申出事由の生じた者

溝沼■■■■■■■■■■ ■■■ ■■

買取り申出事由 農業の主たる従事者が死亡したため。

買取り申出事由が生じた日 令和6年12月29日

証明を必要とする理由 生産緑地法第10条の規定に基づき買取りの申出をするため。

調査説明委員、橋本 広明委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

なお、本議案につきましては、令和7年10月の農業委員会総会において、膝折町■■■■の土地を対象に主たる従事者等についての証明願が提出されて審議しており、主たる従事者証明を発行しております。

通常、同一案件で再度証明書を発行することはありませんが、本件については代理人がみどり公園課に相談したところ、生産緑地の買取り申出を取り下げることが可能なタ

イミングであったことから取下げを行っており、溝沼6丁目の土地を加えた新たな申請として受付をし、審議をお願いするものでございます。

以上でございます。

○高橋会長

議案第7号につきまして、橋本 広明委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○橋本委員

生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願に対する調査は、3月10日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請人及び買取り申出事由の生じた者の住所・氏名、買取り申出事由、買取り申出事由が生じた日、証明を必要とする理由は事務局の朗読のとおりです。

今回の証明事項として、死亡した者が生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であったかどうかですが、生前、本人は露地野菜を中心に農業経営を行い、世帯の中心的役割を果たしていました。

申請地の位置ですが、9ページをご覧ください。朝霞市役所を出発して県道を膝折町方面に向かい、3つ目の信号を右折します。250メートル程進むと右手に1つ目の申請地があります。

次に、11ページをご覧ください。溝沼六丁目交差点から東弁財方面に向かう下り坂の途中で二股に分かれるため、右に向かい、その先ですぐに右折します。道なりに進み、突き当たりの丁字路を左折し、100メートル程進むと左手に2つ目の申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第7号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第7号につきましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することに決しました。

次に、議案第8号「生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは13ページをご覧ください。

議案第8号 生産緑地地区の変更案に係る意見の聴取について

令和8年3月25日提出

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

次の14ページ以降をご覧ください。

今回の議案の案件に係る生産緑地地区につきましては、17ページと18ページの変更概要書にお示しした12地区となっております。

この生産緑地地区につきましては、次の19ページから30ページまで、それぞれ担当課であります、みどり公園課から案内図が添付されております。

また、12地区については、行為制限が解除されたことに伴い、生産緑地地区の一部を廃止、削除や変更することについて、今回、意見を求められたものでございます。

以上でございます。

○高橋会長

本議案は、生産緑地法施行規則第1条に基づき、別紙変更案について農業委員会に対し意見を求められたものでございます。

議事日程17ページ及び18ページ、変更概要書をご覧ください。こちらの生産緑地地区について、意見を求めます。

意見はございますでしょうか。

(「意見なし」の声あり)

ただ今、「意見なし」との発言がございました。

今回の変更案については、「意見なし」で決定してよろしいかお諮りします。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第8号につきましては、意見なしとすることに決定いたしました。

次に、議案第9号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは31ページをご覧ください。

議案第9号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

令和8年3月25日提出

番号1

土地の所在地、登記地目、登記面積の順に申し上げます。

根岸台■■■■■■■■■■、山林、510平方メートル

申請者、本町■■■■■■■■■■ ■■■■■ ■■■ ■■■

所有者、本町■■■■■■■■■■ ■■■■

貸付主体が有する権利 所有権

備考 根岸台農園

土地の所在地、登記地目、登記面積の順に上から申し上げます。

大字浜崎■■■■■■■■■■、田、602平方メートル

大字浜崎■■■■■■■■■■、田、400平方メートル

申請者、本町■■■■■■■■■■ ■■■■■ ■■■ ■■■

所有者、浜崎■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■■

貸付主体が有する権利 使用貸借による権利

備考 浜崎農園

土地の所在地、登記地目、登記面積の順に上から申し上げます。

○高橋会長

では、議案第9号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第9号につきましては、承認することに決しました。次に、議案第10号「朝霞市農業委員会処務規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○佐藤局次長

それでは36ページをご覧ください。

議案第10号 朝霞市農業委員会処務規程の一部を改正する規程について

令和8年3月25日提出

朝霞市農業委員会処務規程（昭和56年朝霞市農業委員会規程第1号）の一部を次のように改正する

第2条第2項及び第3条第2項中「専門員」を「副主幹」に改める。

附則 この規程は令和8年4月1日から施行する。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

こちらにつきましては、朝霞市職員の職名を変更する内容の、令和8年4月1日施行予定の朝霞市職員の職名に関する規則の改正に伴い、朝霞市農業委員会処務規程の一部を改正するものでございます

37ページの新旧対照表をご覧ください。内容は職員の職名のうち「専門員」を「副主幹」に変更するものでございます。

以上でございます。

○高橋会長

では、議案第10号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第10号につきましては、承認することに決しました。

次に、議案第11号「サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○佐藤局次長

それでは40ページをご覧ください。

議案第11号 サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

令和8年3月25日提出

別紙のとおり

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

こちらにつきましては、地方自治法の一部改正により、普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれその管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定めることとなりました。

社会生活の様々な場面においてデジタルの活用が浸透しており、サイバー攻撃は深刻な脅威になっています。そのためサイバーセキュリティ対策の強化を図るため、方針を策定するものです。

執行機関である農業委員会も方針を策定するに当たり、今回市長と共同で、「朝霞市情報セキュリティ基本方針（案）」を策定いたしました。

また、今後において、サイバーセキュリティ対策として必要なルール等が必要となった場合は、今回と同様に市長と共同で進めて行くことよろしいかお伺いします。

以上でございます。

○高橋会長

では、議案第11号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第11号につきましては、承認することに決しました。

ここで追加の議案がございます。

議案第12号「朝霞市農業委員会職員の人事について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読と説明をお願いします。

○根古谷主任

それでは追加で配布した議案をご覧ください。

議案第12号 朝霞市農業委員会職員の人事について

令和8年3月25日提出

令和8年4月1日付けで、次のとおり農業委員会事務局職員を任免する。

長谷 修 農業委員会事務局長を解く

齋藤 欣延 農業委員会事務局長を命ずる

佐藤 たかみ 農業委員会事務局次長を解く

濱野 孝雄 農業委員会事務局次長を命ずる

村山 雅一 農業委員会事務局専門員を解く

山根 浩 農業委員会事務局副主幹を命ずる

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

以上でございます。

○高橋会長

議案第12号につきまして、何か質問はございますか。

(なし の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

本件を議案どおりに決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第12号を議案どおりと決定いたします。

異動対象となる方には、後ほどあいさつをお願いしたいと思います。

次に、諸報告を行います。報告第3号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、4月24日(金)午後3時からです。場所は、市役所別館2階、全員協議会室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局・長谷事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和8年第3回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

9番 渡邊 忠 委員

10番 千田 理恵子 委員

令和8年4月24日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員